

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

○建築基準法による意見の聴取……………

…(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)…

○森林法第百八十九条の揭示 (三件)……………

…(産業労働局農林水産部森林課)…

○都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)…

### 告示 (公)

○古物営業法による行政処分についての公開の聴聞……………

### 公告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………

…(産業労働局商工部地域産業振興課)…

○東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………

…(下水道局)…

○東京都指定排水設備工事事業者の指定……………(同)…

## 告示

### ●東京都告示第千七百三十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十八条

第一項ただし書の規定による許可申請があったので、同条

第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取

(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十九年十一月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 公聴会を行う日時 平成二十九年十二月五日(火曜日)午後二時三十分から

二 公聴会を行う場所 関戸公民館 第一学習室 多摩市関戸四丁目七十二番地 ヴ イータ・コミュニネ八階

三 書面の提出先 東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課日影規制・紛争調整担当 (東京都立川合同庁舎二階) 立川市錦町四丁目六番三号 電話〇四二(五四八)二〇五六

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 多摩市関戸六丁目十二番地一

所氏名 多摩市

建築敷地 多摩市一ノ宮一丁目十八番の一部

地域地区 第一種低層住居専用地域及び第一種高度地域

申請の概要

工事種別 新築

及び用途 消防分団施設

敷地面積 約二百二十九平方メートル

建築面積 約七十一平方メートル

延べ面積 約百十二平方メートル

構造及び 鉄骨造

階数 地上二階

高さ 八・四二五メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第一項ただし書

### ●東京都告示第千七百三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施設要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を揭示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十九年十一月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

### 一 保安林の所在場所等

指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	揭示場所
八王子市上恩方町二七九八番	中村正晴	八王子市
八王子市上恩方町二八四七番一	橋本輝美	役所
八王子市上恩方町二八四七番二	橋本林太郎	
八王子市上恩方町四七九一番、四七九二番	高井千代治	
八王子市上川町七番一	石橋恵子、小峯春義	
西多摩郡日の出町大字平井字谷ノ入三八九七番	菖蒲亨	日の出町役場

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施業要件については、平成二十九年農林水産省告示第千二百三十三号のとおり。

●東京都告示第千七百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十九年十一月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
八王子市下恩方町三〇一三番	大野千代藏	八王子市役所
青梅市柚木町三丁目一〇三八番	野村昭	青梅市役所
西多摩郡奥多摩町日原字竹ノ尾五〇一番二	濱中長三	奥多摩町役場
西多摩郡奥多摩町日原字刈倉一五二番	天野重次郎、増田由五郎	
西多摩郡奥多摩町日原字巳ノ戸一〇〇一番一、	原島甚三郎	

一〇〇二番一

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施業要件については、平成二十九年農林水産省告示第千五百五十五号のとおり。

●東京都告示第千七百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十九年十一月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
青梅市御岳二丁目五七二番	福田利男	青梅市役所
青梅市御岳二丁目五七七番一、五八九番一	服部一喜	

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。

- (二) 変更後の指定施業要件については、平成二十九年農林水産省告示第千二百三十二号のとおり。

●東京都告示第千七百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。その関係図面は、平成二十九年十一月二十七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

下石神井大泉 練馬区下石神井六丁目七百四十番一地内から同区石神井町五丁目八百六番四地内まで

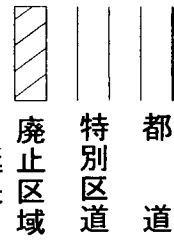
二 変更の区間

三 変更の概要

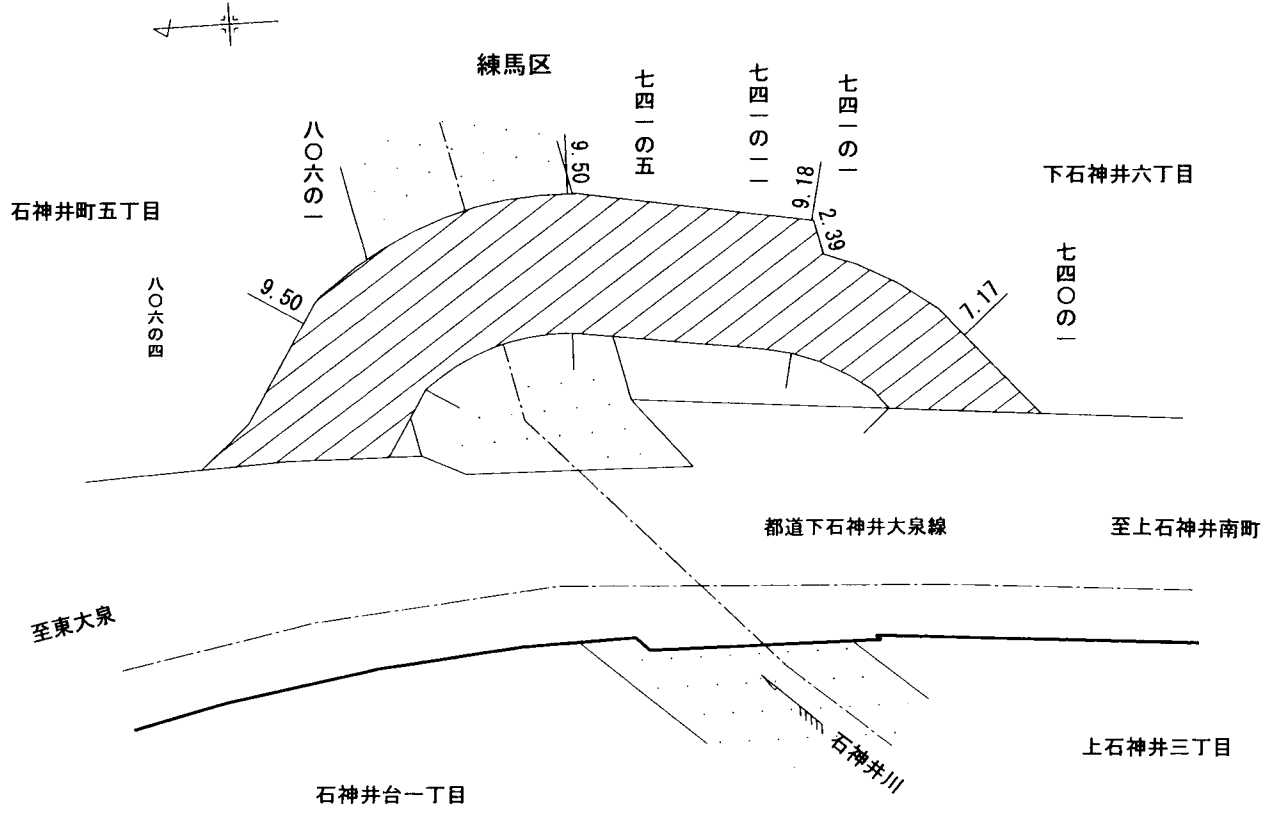
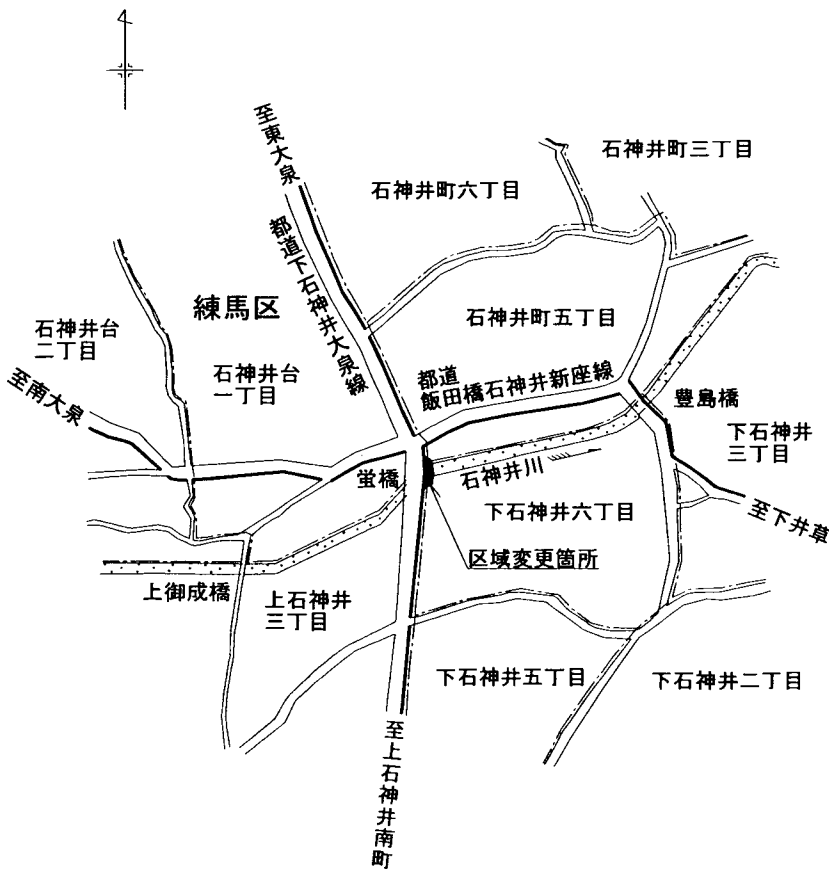
別図表示のとおり

別図

都道下石神井大泉線区域変更略図  
練馬区下石神井六丁目、石神井町五丁目



延長 五五・五〇メートル  
 面積 四七九・八〇平方メートル



告示(公)

●東京都公安委員会告示第384号

古物営業法(昭和24年法律第108号)第24条の規定による行政処分について、同法第25条第1項及び第3項の規定に基づき公開による聴聞を次により行う。

平成29年11月27日

東京都公安委員会

委員長 渡邊 佳英

記

1 日時

平成29年12月5日(火曜日) 午後1時30分開始

2 場所

千代田区霞が関二丁目1番1号 警視庁本部内 東京都公安委員会聴聞会場

3 被聴聞者の営業所の所在地及び名称

豊島区東池袋三丁目13番7号 池三ビル1階 株式会社衆電

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう

とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年十一月二十七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十九年十一月二十七日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名 国分寺ターミナルビル

二 店舗所在地 国分寺市南町三丁目二十番三号

三 設置者名 JR東京西駅ビル開発株式会社

四 設置者住所 八王子市旭町一番一号

五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社丸井ほか五十名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社丸井ほか六十四名

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 神楽ライフテックス株式会社ほか四名

八 変更前の小売業者の住所 渋谷区千駄ヶ谷三丁目四番二号エテルノ原宿(神楽ライフテックス株式会社)ほか二名

九 変更後の小売業者の住所 台東区北上野二丁目十八番四号(神楽ライフテックス株式会社)ほか二名

十 変更前の小売業者の代表者名 棟羽 宏(神楽ライフテックス株式会社)ほか二名

十一 変更後の小売業者の代表者名 北 敦夫(神楽ライフテックス株式会社)ほか二名

十二 変更日 平成二十九年六月二十二日ほか

十三 届出日 平成二十九年十月十六日

十四 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間

平成二十九年十一月二十七日から平成三十年三月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京指排水

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

平成二十九年十一月二十七日

東京都下水道局長 渡辺 志津男

一 商号又は名称を変更した事業者

受理年 指定番号 新商号又は旧商号又はは名称 名称 事業所 所在地

平成二 三 八二五 株式会社 有限会社水 足立区辰沼 水建企画 建企画工業 二丁目七番 十月三 工業 九号

同日十 二二九六 進和総業 進和管工株 板橋区坂下 株式会社 株式会社 一丁目十八

二 事業所の所在地を変更した事業者 蓮沼ビル一 〇一号室

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
平成二十九年十月十日	五四二五	荒木建設工業株式会社	豊島区東池袋三丁目九番九号	豊島区上池袋一丁目八番一号
同月二日	四三九七	日昇工業株式会社	小平市天神町四丁目十四番二十四号	小平市鈴木町一丁目四百六十六番地の十六
同月二日	三六一〇	有限会社丸進工営東村山営業所	東村山市青葉町一丁目九番地一	東村山市恩多町三丁目三十一番地十
同月三日	三七一五	株式会社ヤマザキ工業	杉並区高円寺南四丁目二十二番二号	杉並区梅里二丁目十一番十六号
同日			フジビ	サンライズ
同日			ル三階	梅里一階
三 代表者を変更した事業者				
受理年月日	指定番号	商号又は名称	新代表者名	旧代表者名
平成二十九年十月十日	〇三二二	初見建設工業株式会社	初見 和俊	初見 知信
同日			初見 和俊	初見 知信
同月十日	二二九六	進和総業株式会社	毎沢 智幸	毎沢 一弘
同日			毎沢 智幸	毎沢 一弘
同月十日	二三七七	株式会社水十水工業	野田 隆志	松本 雅行
同日			野田 隆志	松本 雅行
同月十七日	四一〇三	光伸テック株式会社	神山 光男	鈴木 弘親
同日			神山 光男	鈴木 弘親
同月二日	四三三三	株式会社鈴木	鈴木 仁子	細川 貴志
同日			鈴木 仁子	細川 貴志

十七日  
 太陽商工  
 所 東京営業

東京都指定排水設備工事事業者の指定について  
 東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第七条の規定により公告する。  
 平成二十九年十一月二十七日

東京都下水道局長 渡 辺 志津男

一 指定した事業者

指定番号	商号又は名称	代表者	事業所所在地
五四六五	有限会社山田住設	山田 徹	多摩市乞田九百六十三番地
五四六六	株式会社富田設備	富田 博	荒川区西日暮里五丁目二十九番六号
五四六七	株式会社ファイオーレ	矢部 雄一	目黒区中根二丁目八番二十五号
五四六八	株式会社AREM	小島 一輝	品川区大井五丁目二十四番一号

二 指定年月日

平成二十九年十一月十五日

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号(代)

郵便番号  
 113-0001